

あったかひらつかサポーター制度実施要項

(目的)

第1条 この要項は、あったかひらつかロゴマークを使用し、「あったかひらつか」を発信する者をあったかひらつかサポーター（以下「サポーター」という。）として認定し、シティプロモーションを推進していくことを目的とする。

(認定要件)

第2条 サポーターとして認定する者は、前条の目的に賛同し、あったかひらつかロゴマークを使用する法人・個人事業主または任意団体とする。

(活動範囲)

第3条 サポーターの活動範囲は次のとおりとする。

(1) あったかひらつかロゴマークを使用したPR活動

(2) 平塚市市長室広報課が行うシティプロモーションに関するアンケート等の活動への協力

(3) その他シティプロモーションの推進に資する活動

(認定期間)

第4条 サポーターの認定期間は、1年とする。ただし、特に申出がない場合は、期間終了後、自動的に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(認定申請)

第5条 サポーターの認定を希望するものは、あったかひらつかロゴマーク使用届（以下「使用届」という。）を申請する際、または随時に認定希望の旨を届け出ることとする。

(認定)

第6条 市長は、前条の届出があった場合に、第2条の認定要件に該当すると認められるときは、サポーターとして認定し、認定証を交付する。

2 市長は、前項の認定をしたときは、サポーターの名称及びロゴマークの使用用途を市のウェブページで公表する。

3 市長は、第1項の場合において、該当すると認められないときは、認定しないことを決定した旨を書面により通知するものとする。

(届出内容の変更)

第7条 サポーターとして認定された者は、名称や連絡先に変更がある場合は、速やかに変更内容を届け出ることとする。

(認定の辞退)

第8条 認定を辞退する場合は、辞退する旨を届け出ることとする。

(認定の取消)

第9条 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、サポーターの認定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正の手段により登録を受けたとき

(2) サポーターに公序良俗に反する行為又はサポーターとして相応しくない行為があった場合

(3) サポーターとの連絡が不通となった場合

(4) その他、市長が不相当と認めた場合

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、その旨を書面により通知するものとする。ただし、代表者の所在が不明な場合等、通知しないことに相当の理由があると認められる場合にはこの限りではない。

(責任)

第10条 サポーターが第3条に規定する活動に際して生じた事故等の損害について、市は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。